相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区妙見町四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石田　泰一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

名古屋市中区錦二丁目二番二号　名古屋丸紅ビル一二階　しょうぶ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柚原　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市榊町一四〇〇番地、最後の住所三重県伊賀市四十九町二八八八番地

被相続人　亡　辻　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市広小路二丁目四〇番地、最後の住所京都府福知山市大池坂町一五七番地

被相続人　亡　野崎　朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

京都府福知山市篠尾新町一丁目一四番地　エースビル五階

相続財産管理人　弁護士　塩見　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜白鬚八四番地、最後の住所大阪市淀川区十八条一丁目一番一―七〇七号

被相続人　亡　森本美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市西区愛宕四丁目七番、最後の住所大阪市城東区鴫野西二丁目五番三六号

被相続人　亡　菊池　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市仏並町一五七番地、最後の住所大阪府和泉市春木町九一八番地　二号

被相続人　亡　池邊千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡苅田町大字尾倉三七四五番地、最後の住所大阪府堺市南区宮山台四丁一番一五号　被相続人　亡　鈴元　尚親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

判明している最後の本籍、転籍前の本籍鳥取県八東郡志谷村一四番屋敷、最後の住所北海道札幌郡上白石村番外地

被相続人　亡　前田　熊蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

鳥取県八頭郡八頭町志谷六三八番地

相続財産管理人　山根　政彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

判明している最後の本籍、転籍前の本籍鳥取県八東郡志谷村二六番屋敷、最後の住所北海道石狩国札幌郡上白石村四二番地

被相続人　亡　前田　竹蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

鳥取県八頭郡八頭町志谷六三八番地

相続財産管理人　山根　政彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市三隅町三隅一二二〇番地、最後の住所島根県浜田市西村町三八五番地

被相続人　亡　鳥井　宏千

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

島根県浜田市田町九四番地

相続財産管理人　間野　大司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市東藤曲一丁目一二九五番地、最後の住所山口県宇部市大字船木七四二番地

被相続人　亡　山根　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

山口県山口市春日町二〇六六番一　藩庁門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中山　修身

無縁墳墓等改葬公告

放置墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年八月十九日

一、墳墓等所在地　長崎市西小島二丁目一五五番

一、墳墓等の名称　仁田頭（一）十三（イ）

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　長崎市中小島一丁目三番二号　小島郷財産区管理会　代表　尾﨑賢二

第25期決算公告

平成23年8月19日　東京都千代田区富士見二丁目13番3号

株式会社角川学芸出版

代表取締役社長　山下　直久

貸借対照表の要旨　（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	434,961	流動負債	424,689
固定資産	12,711	（うち返品調整引当金）	(6,000)
		固定負債	19,820
		負債合計	**444,510**
		株主資本	3,162
		資本金	100,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	△ 186,837
		その他利益剰余金	△ 186,837
		（うち当期純損失）	(163,776)
		純資産合計	**3,162**
資産合計	**447,673**	**負債・純資産合計**	**447,673**